

議案第49号

東郷町個人番号の利用に関する条例の一部改正について

東郷町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年8月28日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い必要があるからである。

東郷町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

東郷町個人番号の利用に関する条例（平成27年東郷町条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の項を削り、同表に次のように加える。

4 町長	障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 町長	母子及び父子家庭医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 町長	後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 町長	精神障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 町長	子ども医療費及び学生医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の8の項を削り、同表に次のように加える。

8 町長	障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
9 町長	母子及び父子家庭医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
10 町長	後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
11 町長	精神障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	の	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
12 町長	子ども医療費及び学生医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行等に伴い必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 個人番号を利用する町独自利用事務に福祉医療費（子ども医療費、学生医療費、障害者医療費、精神障害者医療費、母子及び父子家庭医療費並びに後期高齢者福祉医療費をいう。以下同じ。）の支給に関する事務を加えること。（別表第1関係）
- (2) 個人番号を利用した情報連携の対象に福祉医療費の支給に関する事務及び各事務を処理するために利用できる特定個人情報を加えること。（別表第2関係）
- (3) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日

公布の日から施行すること。